

大雨による災害により被災されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます

令和3年8月11日からの大雨による災害により被災された方にかかる措置について、下記のとおりお知らせします。

## 被保険者証等の提示について

大雨による災害により被災したことに伴い、被保険者証の紛失等により、保険医療機関等に被保険者証等を提示できない場合、次の事項を申し立てることにより健康保険で受診することができます。

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 連絡先（電話番号等） (4) 事業所名

被保険者証「再交付申請書」の提出が困難な場合は、下記までご連絡ください。

## 一部負担金等の取扱いについて

災害救助法の適用市町村（次頁）にお住まいの方で、次のいずれかに該当される場合は、医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等について、徴収猶予、または、減額・免除の措置をとることができますので当組合までご相談ください。

- (1) 住家の全・半壊、全・半焼またはこれに準ずる被災（浸水等）をした場合  
(2) 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合

以上のことに関するお問合せ・ご連絡は、給付課（06-6765-9212）まで

関西文紙情報産業健康保険組合

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用市町村

(令和3年8月18日現在)

【長野県】(8月15日) 岡谷市・諏訪市・上伊那郡辰野町・木曾郡上松町  
木曾郡王滝村・木曾郡木曾町

【島根県】(8月12日) 江津市  
(8月13日) 邑智郡川本町・邑智郡美郷町

【広島県】(8月12日) 広島市(全区)・三次市・安芸高田市・山県郡北広島町

【福岡県】(8月12日) 久留米市・八女市・みやま市

【佐賀県】(8月12日) 武雄市・嬉野市・杵島郡大町町

【長崎県】(8月12日) 雲仙市・南島原市

※災害救助法適用地域の直近の状況については、次のURL(内閣府「防災情報のページ」)にて確認できます。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)